

十三、介護保険事業及び介護予防事業の実施に関しては、生涯を通じた健康づくり支援という観点から、生活習慣病予防等その他の健康づくり関連事業との連携性、整合性を有するよう努めること。

十四、ケアマネジャーについては、資質の向上を図るとともに、中立性・独立性を重視する観点から、基準及び介護報酬について所要の見直しを行うこと。

十五、ケアマネジメントについては、包括的なケアマネジメントの実施、多職種協働の強化、サービス担当者会議の積極的な開催や自立した生活の実現を目指したケアプランの作成など、介護保険制度の特色であるケアマネジメントの真価が發揮できるよう十分な指導や支援に努めること。

十六、介護需要が増大する中で、介護労働の魅力を高め、優秀な人材を介護の職場に確保していくため、介護労働者の雇用管理や労働条件の改善、研修体系や資格の在り方の見直しに取り組むこと。また、労働条件の改善及びサービスの質の確保・向上の観点から、介護施設の施設基準を見直すとともに、直行直帰型のホームヘルパー及びグループホームの夜勤についてその労働実態を把握し、所要の改善を図ること。

十七、介護サービス事業者の指定及び取消の要件に、労働関係及び社会保険関係法規の遵守状況を含めることを検討するとともに、介護サービス情報の公表に当たり、短時間勤務も含めた従業員の健康診断及び感

染症予防に関する研修の実施の有無を対象項目に含めること。

十八、難病など医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中重度者への対応や、在宅におけるターミナルケアへの対応などの観点から、訪問看護ステーションや地域に密着した医療機関を活用して医療と介護の連携を図ることにより、在宅療養をより一層支援していくために必要な措置を講じること。

十九、介護現場における医療行為の在り方について、介護職員、介護を受ける当事者、家族及び医師、看護師等の医療関係者等の意見が反映されるような検討の場を設けること。

二十、在宅療養者における介護保険及び医療保険の自己負担の上限額の在り方については、次期医療制度改革の際に結論を得ること。また、この法律の施行後三年を目途として行われる新予防給付及び地域支援事業等に係る検討を行うに際しては、新予防給付の対象者やそのプログラムの内容についても必要な検討を行ふこと。

二十一、認知症予防の研究の推進や対策の確立、認知症に関する国民に対する正しい知識の普及、関連領域としての高齢者のうつ対策の推進など、総合的な認知症対策を講ずること。また、認知症高齢者が、悪質な事業者等に利用されることなく、安心して介護サービスを受け、地域で暮らせるように、さらに、高齢

者の虐待防止の観点からも、市町村の必須事業となつた権利擁護事業の充実や、成年後見制度の活用促進が図られるよう措置すること。

二十二、介護サービス事業所における施設長・管理者について、就任前の研修と修了試験、就任後の定期的な研修を義務づけ、事業者指定・更新の際の要件とするよう検討すること。また、サービス提供責任者の業務内容を明確化し、必要な職業能力開発の仕組みを整備すること。

二十三、市町村の保険者機能の強化及び介護給付費の適正化を一層推進するため、居宅サービスの実施状況を、保険者において国民健康保険団体連合会と連携し、より正確に把握・管理するシステムの確立を早急に図るとともに、介護費用通知の実施拡大、不正請求の防止を徹底すること。

二十四、介護保険事業に従事する人材を適切に確保する観点から、社会福祉施設職員等退職手当共済制度への加入継続の努力を促すとともに、今回の改正により公的助成が廃止される施設等の制度改革後の新規採用職員について、中小企業退職金共済制度に加入する選択も可能となるよう必要な措置を講ずること。

右決議する。

介護保険法等の一部を改正する法律案

－参議院厚生労働委員会の審議における主要な論点と答弁要旨－

平成17年6月16日

厚生労働省老健局

1. 被保険者・受給者の範囲の拡大

(問1) 被保険者・受給者の範囲の拡大については、これまでの審議において、18年度末までに結論を得るよう新たな場を設けて検討を行うことが答弁されている。結論を得るまでに、どのような取り組みをするのか。

(答)

- 18年度末までには結論を得るために、法律の成立後できるだけ速やかに人選に着手し、議論を開始したい。
- これまでに議論を重ねてきた社会保障審議会・介護保険部会とは異なる構成となると考えているが、その場合、できる限り幅広く国民各層を代表する者の参画を求めることとしたい。なお、範囲の拡大が議論の課題として含まれており、拡大の検討対象となる者を代表する者の参加も検討したい。
- 議論の状況次第であるが、来年度夏までには、議論の中間報告を行うように努めたい。

(問2) 政府内で検討されている新たな高齢者医療制度の姿によって、介護保険制度も大きな影響を受ける。年末までには、新たな高齢者医療制度の改革案を示すとの公約を守ることを明確にされたい。また、高齢者医療制度を一体化させた「高齢者医療・介護保険制度」を目指すのか否か、明確にされたい。

(答)

- 新たな高齢者医療制度の創設については、現在、社会保障審議会医療保険部会において検討を進めているところである。今後、成案を得て、来年の通常国会に法案を提出すべく精力的に検討を進めてまいりたい。なお、高齢者医療制度と介護保険制度を一体化することは考えていない。